

〔宗五大草紙^上〕色々の事

一蠟燭のさき取事ぬきて取はわろし、其儘可取乍去やうによるべし、公方様にて猿樂の時、舞臺にとぼされ候有明の先をば、御供衆の内に若衆御とり候、それも立ながら先を御とり候、先なされたるらうを御取候て、さきを入候物に入られ候て、扱さきを御取候、兩の御手にてはさみ御切候、常の先とるやうにはなし、去るしがたし、又御前にとぼされ候水の臺のしむをも、さしながら御取候、さきとりはだいに候へども、こなたより先とり、さき入候物をも御持參候て御取候、又さき取故實には、あさくと取たるがよく候、ふかく取候へば、ふときゆる事も候、○中又わたましの時は、公私共に蠟燭は朱をかけず候、又衣装も男女共に去ろし、

〔大内問答〕一御能の時、舞臺の燈臺は、いかやうの人體可持參候哉の事、

於殿中は御供衆の役にて候、參候次第は、一二三四と次第候、またえんを取候事は、御前の方より取申候、えんとり候事は、臺ながら取事本義にて候、らふそくを取おろしてとる事は、不可然候、但さやうにも成候は、で、不叶様にも候は、不及力候、總別大事の物にて候、火など散候はぬやうに取べし、はさみに而取候事可然候、こゝろを添候はねば、仕合あしく候、

〔家中竹馬記〕二御前のらうそくのさきを取事、公方様御覽せらる、御通りをば、御供衆の中にも、御一家の被取なり、其やうは膝まづきて蠟燭をぬきて、さきをとらる、なり、

〔萬寶鄙事記^五〕蠟燭を水にひたせばながれず、今夜用るには、その朝より浸しをくべし、○中臘水ろうすいに久く浸せば尤よし、

〔太平記^三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

陶山小見山

○中

閑々ト本堂へ上テ見レバ、是ゾ皇居ト覺テ、蠟燭數多所々被燃テ、振鈴ノ聲幽也

〔劍璽渡御記〕元弘元年十月六日、今日劍璽自六波羅亭可有渡御禁中、○中大藏省所進之新造辛櫃